

# 虐待防止及び身体拘束等適正化のための指針

株式会社ケアワーク弥生

## 1 虐待防止及び身体拘束適正化に関する基本的考え方

虐待及び身体拘束(以下、虐待等という)は利用者の尊厳の保持や、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待等の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当法人では、利用者への虐待等は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、各種法令「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」、「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」に基づき、虐待等の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

## 2 虐待防止及び身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

当法人は、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止及び身体拘束適正化委員会(以下、委員会という)」を設置します。

### ① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待等の防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

### ② 委員会の構成委員

各事業所より管理者を含む2名以上選任し、幅広い職種で構成します。

その他必要に応じ委員を指名します。

### ③ 委員会の開催

委員会は、年1回以上開催します。

他の会議体と同一開催とする場合があります。

虐待等事案発生時等、必要な際は、臨時委員会を開催します。

### ④ 委員会の役割

ア)虐待等に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

イ)虐待防止及び身体拘束適正化※のための指針、マニュアル等の整備に関すること

ウ)職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

エ)虐待等予防、早期発見に向けた取組に関すること

オ)虐待等が発生した場合の対応に関すること

カ)虐待等の原因分析と再発防止策に関すること

### ⑤ 虐待防止及び身体拘束適正化の担当者の選任

虐待防止及び身体拘束適正化の担当者(以下、担当者という)は、管理者とします。

## 3 虐待等の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待等防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待等の防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

### ① 定期的な研修の実施(年1回以上)

- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

#### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

#### 5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑤で定められた担当者とします。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③ 事業所内における虐待等は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④ 事業所内において虐待等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

#### 6 成年後見制度の利用支援

利用者及び利用者家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

#### 7 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談について対応した者は、受け付けた内容を担当者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

#### 8 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び利用者家族がいつでも事業所にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

#### 9 その他、虐待防止推進について

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

2024年4月1日より施行します。

別紙 1

2 虐待防止及び身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

② 委員会の構成委員

事業所名	委員	連絡先
ケアワーク弥生 介護サービス部	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	03-3811-1056
ケアワーク弥生 介護支援部	■■■■■■■■■■	03-3811-1259
ヘルパーステーション ケアワーク東京	■■■■■■■■■■	03-5815-5814
ユアハウス弥生	■■■■■■■■■■	03-5840-8652
総務部	■■■■■■■■■■	03-3811-1039
ケアワーク千代田	■■■■■■■■■■	03-3221-4370

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

④ 事業所内において虐待等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を  
確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。 ※緊急時は 110 へ通報

機関	連絡先
文京区高齢福祉課高齢者相談係 月～金 8時30分～17時00分	03-5803-1382
高齢者あんしん相談センター 月～金/9時00分～19時00分 土日祝・年末年始/9時00分～17時30分	本富士 03-3811-8088 本富士分室 03-3813-7888 駒込 03-3827-5422 駒込分室 03-6912-1461 富坂 03-3942-8128 富坂分室 03-5805-5032 大塚 03-3941-9678 大塚分室 03-6304-1093
文京区障害者虐待防止センター 月～金 8時30分～17時15分	03-5803-1818
障害者基幹相談支援センター 月～金 17時15分～翌8時30分/土・日・祝日 24時間	03-5940-2903
文京区子ども家庭支援センター 月～金 午前9時～午後5時	03-5803-1109
児童相談所虐待対応ダイヤル 24時間	189(いちはやく)
東京都児童相談センター 月～金 午前9時～午後5時	03-5937-2314

## 別紙 2

### 6 成年後見制度の利用支援

利用者及び利用者家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

機関	連絡先
文京区高齢福祉課高齢者相談係 月～金 8時30分～17時00分	03-5803-1382
あんしんサポート文京(権利擁護センター) 月～金 8時30分～17時15分	03-3812-3156

### ※身体拘束適正化について

当法人では、身体拘束は虐待の中の1つと捉え、基本的には身体拘束は行いません。

#### 1 身体拘束とは以下のような行為をいいます。

- ①徘徊しないように車いすやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないようにベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する。

#### 2 やむを得ず身体拘束を行う場合

以下の3要件をすべて満たすことを委員会等で検討し決定、確認し記録します。

①切迫性	利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の状態を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。